

センターニュース きらめく

NO. 121 5月号

くらしに役立つ生活情報
北海道立消費生活センター

北海道消費者教育
PR キャラクター
「かしこしか」



「ちえ子さん」



主な内容

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| 5月は消費者月間／悪質商法に注意！……2 | 消費者被害防止ネットワーク会議……4 |
| 新型コロナウイルス感染拡大防止を……3 | ギャンブル情報で儲かる？……5 |
| 北広島市に道内70番目のネットワーク設立……3 | 日焼け止め剤の評価……6、7 |
| 新生活スタートで消費者トラブルに注意……4 | 今年も「養成講座」「スタディ」開講！ |
| 組み立て家具やワイヤレスイヤホンの事故注意……4 | ／くらしのセミナー延期……8 |

〒060-0003

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟

TEL (011)221-0110 FAX (011)221-4210

<http://www.do-syouhi-c.jp/>

**5月は
消費者月間****全国共通テーマは「食品ロス削減」**

5月は「消費者月間」です。消費者庁は令和2年度消費者月間全国共通テーマを「ともに築こう 豊かな未来へ～『もったいない』から始めよう！～」としています。

1968年5月30日に消費者の利益擁護を図り、国民生活の安定と向上を目的として「消費者保護基本法」（消費者基本法の前身）が制定されました。1978年に法制定された5月30日を「消費者の日」、さらに1988年には法制定20周年を記念し、5月を「消費者月間」として定められました。全国各地の消費者団体などが行政などと連携して、啓発活動に取り組んできました。

今年度は、消費生活において持続可能な社会の形成など、より良い社会に向けた消費者

の行動が重視される中、国が国民運動として推進する食品ロス削減を全国共通テーマに設定し、消費者、事業者、行政などが連携しながら、消費を通じて豊かな未来づくりに向けた具体的な行動を起こしていくことを呼び掛けています。

**不当な取引方法は禁止されています！
～北海道消費生活条例～**

悪質商法防止のため、北海道は不当な取引方法として9つの行為を道消費生活条例で禁止しています。「不当な接近・消費者の意思に基づかない勧誘」「適合性原則違反・判断力不足便乗行為」「消費者を誤認させる行為」「自由な意思の形成を妨害する行為」「不当な内容の契約」「債務履行の不当な強要」「債務の不履行」「契約解除等への不当な妨害」「不当な与信行為」－の9つの行為です。

例えば年金暮らしの高齢者が高額な貴金属を長期にわたる分割で購入したり、認知症など判断力が低下している状況につけ込んで勧誘することなどは「適合性原則違反・判断力不足便乗行為」に該当します。

また、おどしたり、不安にさせるなどして正常な判断ができない状態に陥らせて勧誘したり、玄関先に貼っている「訪問販売お断り」のステッカーを無視して勧誘することなどは、「自由な意思の形成を妨害する行為」として禁止されています。

さらに、消費者に一方的に不利な内容の契約を締結させたり、不当に高額な違約金を消費者に求める契約を締結させることなどの不当な取引方法は、「不当な内容の契約」に該当します。

不当な取引で困ったときには、最寄りの消費生活相談窓口にご相談してください。

なお、道は消費者契約法の改正を踏まえ、同条例施行規則を改正し、「契約前なのに強引に代金を請求する等の行為」「事業者は責任を負わないとする内容の契約を締結させる行為」「消費者はどんな理由でもキャンセルできないとする内容の契約を締結させる行為」「成年後見制度を利用すると契約が解除されてしまうとする内容の契約を締結させる行為」の4つの行為も禁止されていることを明文化しました（令和2年4月1日施行）。

不当な取引方法について、詳しくは北海道環境生活部消費者安全課のホームページに掲載されているリーフレット (http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/hutounatorihikihouhou_leaflet.pdf) を参照してください。

新型コロナウイルス感染防止を！



新型コロナウイルス感染症が、世界的に猛威を振るっています。日本国内では全国に緊急事態宣言が発出されており、道内でも特に札幌市内で感染者が急増しています。感染拡大を防止するために、こまめな手洗いや密集空間を避けるなど予防策を徹底するとともに、発熱など感染が疑われる症状がある場合は、保健所などの専門の相談窓口にご相談しましょう。

日本にとどまらず、世界各国で感染が拡大し、WHO（世界保健機関）は3月11日に「パンデミック（世界的大流行）と言える」との認識を示し、各国の対応強化を求めました。

日本国内でも感染者が増加したため、国は感染者が急増した諸外国からの入国を制限したり、品薄状態が続いているマスクの転売禁止などの措置を講じました。さらに、3月下旬には東京都を中心とした首都圏で感染者が急増し、医療体制の崩壊を防ぐため、国は4月7日に感染者が激増する東京都や大阪府など7都府県を対象区域とする緊急事態宣言を発令し、不要不急の外出を控えることなどを呼び掛けました。

北海道が特定警戒都道府県へ

道内では、札幌市内で感染者が急増したことを受け、道と札幌市は4月12日に「緊急共同宣言」を発出しました。5月6日までの期間、「札幌市内における接触機会の低減」「繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛」「緊急事態宣言地域との往来自粛」「学校及び公共施設の休業・休館」への協力を求めました。17日には国が緊急事態宣言を全国に拡大し、

北海道を含む13都道府県を特定警戒都道府県に指定し、通勤者の7割削減や不要不急の外出自粛などを呼び掛けています。

LINE 公式アカウント「北海道－新型コロナ対策パーソナルサポート」

道は一人ひとりに合わせた新型コロナ対策をサポートするため、LINE 公式アカウント「北海道－新型コロナ対策パーソナルサポート」を開設しました。

同アカウントでは体調や年齢、持病などを入力すると、個人の状態に応じて相談センターへの連絡の必要性などの情報が提供されます。



また、新型コロナウイルス感染拡大防止運動として、人同士が互いに手を伸ばしても届かない距離を保つ「北海道ソーシャルディスタンス」を展開しています。

道立消費生活センターでは、同宣言を受け、4月14日から休館しています。ただし、消費生活相談については、電話相談、メール相談で受け付けています。

便乗商法などに注意！

不審なマスク販売広告のメールがスマートフォンに届いたり、「新型コロナウイルス予防に効果がある」などとうたった商品の販売、行政職員をかたった不審な電話がかかってくるなど、新型コロナウイルスに便乗した悪質商法が発生しています。国や自治体の正しい情報を収集するなどして、冷静な判断、対応をするとともに、トラブルに遭った場合には最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

北広島市に道内70番目のネットワーク設立

道内70番目となる「北広島市消費者被害防止ネットワーク会議」が2月18日に設置されました。

北広島市内の関係する16団体で構成。年1回以上の会議を開催し、構成団体の取り組みなどについて情報共有を図るとともに、団体同士の連携を深めた取り組みを展開していく予定です。事務局（市）は「まずは情報交換をしながら、状況に応じて活動を広げていきたい」と話しています。

新生活スタート !! 消費者トラブルに注意

入学や就職などを機に社会的自立が求められ、自分の判断で消費生活を始める若年層が消費者トラブルに巻き込まれるケースが後を絶ちません。

新生活をスタートさせた新入生や新社会人は、社会的な経験が少なく、悪質商法などに対する知識が不足しています。このため、若年層の利用頻度が高い SNS やマッチングアプリなどを悪用した勧誘のターゲットにされやすく、「絶対に儲かる」「簡単に稼げる」などの誘いを安易に信じ込んで高額な契約をしてしまったという事例が寄せられ、中には、消費者金融やキャッシングなど借金をして現金を相手に渡してしまうというトラブルも発生しています。

「今だけのお得なキャンペーン」などの勧誘にまどわされず、契約は慎重に判断するとともに、SNS も含めたネット情報をうのみにしないこと、特にインターネット通販は事業者・内容を事前によく確認しておくなど、消費者トラブルに巻き込まれないよう細心の注意を払いましょう。

不安なときやトラブルに巻き込まれたかもしれないと思ったら、すぐに最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

組み立て式家具によるけが、ワイヤレスイヤホンの発火・発煙に注意！

消費者庁は、事故情報などが寄せられている組み立て式家具による事故と、ワイヤレスイヤホン・スピーカーの発火・発煙について注意を呼び掛けています。

組み立て式家具は、不適切な組み立てにより組み立て中に負傷する事例や、完成後もねじの締め付け不足などにより一部が破損し、転倒した事例等、昨年12月までの過去5年間で147件の事故報告が寄せられています。このため、組み立て前に部品がそろっているか、傷などがいないか確認するとともに、説明書をよく読んで組み立て、組み立て後もねじ等の



緩みがないか定期的に点検しましょう。

ワイヤレスイヤホン・スピーカーの発火・発煙については、今年2月までの5年間にイヤホンで25件、スピーカーで16件の火災事故等の危険情報が寄せられています。

これらの製品はリチウムイオンバッテリーを搭載しているため、モバイルバッテリーと同様の製品と考えて扱くと、火災事故等が発生する危険性があります。

このため、使用に当たっては、本体に強い衝撃や圧力をかけたり、防水製品以外は水をかけたり濡れた手で触らない、充電中は周囲



に可燃物を置かない、異音がしたり熱くなっているなどの異常を感じたら使用を中止する、付属の充電ケーブル以外で充電しないなど、注意しましょう。

消費者被害防止ネットワーク定例会議 詐欺被害防止に向け活発に意見交換

北海道消費者被害防止ネットワーク定例会議が2月18日、道立消費生活センターで開かれました。28団体41人が参加し、急増している「特殊詐欺類似窃盗」の事例などが報告されたほか、被害防止に向けた今後の取り組みなどについて活発に意見交換を行いました。

会議では、幹事団体の道立消費生活センター、北海道警察、道消費者安全課が、相談状況や行政処分などを報告。道警からは、警察官を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正利用されている」等と言ってキャッシュカードを準備させ、隙をみてカードを搾取する「特殊詐欺類似窃盗」が前年に比べ4倍に増えているとの報告が寄せられました。道警の担当者は、実演を交えながら実際に使われていた手口を説明し、注意を促しました。



消費生活相談

困ったときは…相談専用電話へ
☎050-7505-0999

インターネットで副業のはずが…

ギャンブル情報で儲かる？

Q 4カ月前、SNSで知り合った人から「インターネットでできる副業に興味はないか。安心な投資がある」と勧誘され、カフェで会うことになった。男性2人から「海外のギャンブル情報が配信されるので、その通りに賭けるだけ」と説明され、20歳になったばかりで経済的に困っていたこともあり、契約することにした。情報の配信費用として30万円程度かかるので、クレジットカードと消費者金融のローンカードを作って支払うよう指示された。一緒にコンビニのATMに出向き、これらのカードでキャッシングしたお金を手

渡して契約書もらった。しかし、家族から反対されたので、その4日後にクーリング・オフをしたいとSNSで伝えたが、「友達に紹介すると報酬が得られるから続けた方がいい」と説得された。最初の話と違うことで不審に思うし、キャッシングの返済も大変なので解約して返金してほしい。

（20代 女性）



A 電話やSNS等で販売目的を明示せずに呼び出して契約させる行為は、いわゆるアポイントメントセールスとして、特定商取引法の訪問販売に該当します。訪問販売を行う事業者には、勧誘に先立ち勧誘目的や事業者名を告げること、同法で定められた事項を記載した書面の交付等が義務付けられています。消費者は、書面を受け取った日から8日間以内はクーリング・オフができますが、契約を続けるように説得されたような場合には、8日間を過ぎてもクーリング・オフを主張することができます。また、同法では消費者の知識、収入等にそぐわない商品やサービスの勧誘をしてはならないとされています。

当センターから事業者に連絡をして、すでにクーリング・オフの申し出をしていること、勧誘方法に問題があることなどを伝えて交渉しました。事業者は合意書を交わせば全額返金すると主張しましたが、当センターからは

クーリング・オフは無条件解約であり、合意書を交わす必要はないと伝え、了承されました。相談者には念のため書面でクーリング・オフ通知を送付しておくよう助言し、後日返金された代金でキャッシングの返済をしたことを確認の上、相談を終了しました。

「必ず儲かる」話はありません！

最近では、友人や先輩、SNS、サークル等で知り合った人から「会わせたい人がいる」「セミナーに行こう」等と誘われて投資ビジネスの儲け話を持ちかけられたという相談も寄せられています。暗号資産（仮想通貨）や海外の不動産投資など実態が不明な儲け話も多く、「お金がない」と断っても、消費者金融で借金させたり、クレジットカードで決済させたりするなどして契約させるケースが見られます。簡単にお金を稼げるという話はありませんので十分注意してください。

トラブルに遭ったら、早急に最寄りの消費生活相談窓口にご相談へ。

分光光度計を用いた日焼け止め剤の評価

紫外線（UV）が皮膚に与える影響が問題となる中、紫外線対策の一つとして日焼け止め剤を利用する人が増えています。日焼け止め剤には、効果を示す指標として日本化粧品工業連合会より定められた SPF 値と PA 値が表示されています。この評価方法は、人の背中の皮膚に日焼け止め剤を塗り、人工太陽光を照射して判定する方法ですが、今回は分光光度計を用いて紫外線領域の透過率を測定し、表示値と比較した結果を情報提供します。

テスト品

日焼け止め剤27銘柄（10製造販売者）

テスト結果

SPF 値は、表示値とほぼ一致もしくは表示値以上の測定結果だったのが27銘柄中25銘柄でした。表示値よりも測定値が低い結果となったのは2銘柄でした。

PA 値は、表示値と測定値がほぼ一致したのは27銘柄中15銘柄で、測定値が低い結果となったのは12銘柄でした。分光光度計を用いた場合、表示値よりも PA 値が低く出る傾向でした。

分光光度計による評価方法では、表示値の測定方法である人体の肌を用いた方法と異なることから、完全に一致する結果ではありませんでした。

消費者へのアドバイス

生活シーンに合った日焼け止めを

SPF 値、PA 値は高い方がよいと思われがちですが、散歩や買い物など紫外線の少ない日常生活ではそれほど数値の高くない日焼け止め剤で十分です。一方、炎天下でのスポーツ、海水浴など紫外線の強い季節に長時間戸外に出る場合には、高い数値のものを選びましょう。また、汗をかいたり水に入る場合には、「ウォータープルーフ」等と書かれた耐水性が高いものを選ぶと効果的です。



配合成分に留意

日焼け止め剤の紫外線防止成分には、「紫外線散乱剤」と「紫外線吸収剤」があります。一般的に紫外線散乱剤は肌への刺激は少ないが、白うきやムラになりやすい、紫外線遮へい性能が弱い、紫外線吸収剤は使用感が良く、紫外線遮へい性能が強いが肌の乾燥や刺激の懸念ありといった長所、短所があります（最近ではこれら短所が改善されている商品も登場しています）。子ども用や肌が敏感な方用の日焼け止め剤は紫外線散乱剤のみを含んでいるものが多く、「紫外線吸収剤無配合」「低刺激」「敏感肌の方に」等の表示があるものが多い傾向にあります。配合成分は表示で確認し、自分にあったものを選びましょう。

代表的な成分

紫外線散乱剤：酸化チタン、酸化亜鉛
紫外線吸収剤：メトキシケイヒ酸エチルヘキシル、
ビスエチルヘキシルオキシフェノール
メトキシフェニルトリアジンなど

塗り直しが大切

日焼け止め剤は皮膚の上にあってはじめて効果を発揮します。手や衣類に触れたり、汗をタオルやハンカチで拭いて落ちたと思ったときはすぐに重ね塗りするか、2～3時間おきに塗り直しましょう。

SPF：Sun Protection Factorの略語で、主としてUVB（紫外線B波）によるサンバーン（赤くなる日焼け）の防止効果を表しています。数値が大きくなるほど効果が高くなり、SPF が50程度でUVBによる炎症を防止できるとの考えから、SPF が50より高い場合には「SPF50+」と表示しています。

PA：Protection Grade of UVAの略語で、UVA（紫外線A波）の防止効果を表しています。UVAによる短時間で皮膚が黒くなる反応を指標にした防御効果を表しており、「+」の数が多いほど防止効果が高いことを示します。

分光光度計を用いたテスト結果

No.	商品名	製造 販売者	SPF 値			PA 値		
			表示値	測定値		表示値	測定値	
				1回目	2回目		1回目	2回目
1	アネッサ パーフェクト UV スキンケアミルク	資生堂	50+	50+	50+	PA++++	PA+++	PA++++
2	アリイー エクストラ UV ジェル	カネボウ	50+	50+	50+	PA++++	PA++++	PA++++
3	ビオレ UV アクアリッチウォーターージェル	花王	50+	50+	50+	PA++++	PA++++	PA++++
4	ビオレ UV アクアリッチウォーターイエッセンス		50+	50+	50+	PA++++	PA++++	PA++++
5	ビオレ UV アさらさらパーフェクトミルク		50+	50+	50+	PA++++	PA++++	PA++++
6	ニベア SUN クリームケア UV クリーム		50+	50+	50+	PA++++	PA++++	PA++++
7	サンカット ウルトラ UV アクアリージェル	コーセー	50+	50+	50+	PA++++	PA++++	PA+++
8	サンカット ウルトラ UV アクアリイエッセンス		50+	50+	50+	PA++++	PA++++	PA++++
9	サンカット パーフェクト UV ミルク		50+	50+	50+	PA++++	PA+++	PA+++
10	スキンアクア スーパーモイスタージェル	ロート製薬	50+	16	20	PA++++	PA++	PA++
11	スキンアクア トーンアップ UV エッセンス		50+	50+	50+	PA++++	PA++++	PA++++
12	マミー UV アクアミルク	伊勢半	50+	50+	50+	PA++++	PA++++	PA++++
13	オレゾナチュラルパーフェクトミルク UV	ロート製薬	50+	50+	50+	PA++++	PA+++	PA+++
14	アンドフリー 薬用美白 UV クリーム	伊勢半	50+	50+	50+	PA++++	PA+++	PA+++
15	ニベア SUN プロテクトウォーターミルクマイルド	花王	50+	50+	50+	PA+++	PA+++	PA+++
16	キュレル UV ローション		50+	50+	50+	PA+++	PA+++	PA+++
17	ちふれ 日やけ止め ジェル UV	ちふれ	38	38	43	PA+++	PA++	PA++
18	アネッサ エッセンス UV マイルドミルク	資生堂	35	50+	50+	PA+++	PA++	PA++
19	スキンアクア モイスタージェル	ロート製薬	35	5	6	PA+++	PA+	PA++
20	マミー UV マイルドジェル	伊勢半	33	32	32	PA+++	PA++	PA++
21	無印良品 薬用美白日焼け止めミルク	ビュアンビューティー	31	30	33	PA+++	PA++	PA++
22	ビオレ UV マイルドケアミルク	花王	30	31	31	PA++	PA++	PA++
23	ちふれ 日やけ止め ミルク UV マイルド	ちふれ	35	50+	50+	PA+++	PA+++	PA+++
24	メンソレータム サンプルイ ベビーミルク	ロート製薬	34	50+	50+	PA+++	PA+++	PA++
25	キュレル UV エッセンス	花王	30	30	30	PA+++	PA++	PA++
26	無印良品 日焼け止め ローション	近江兄弟社	31	50+	50+	PA+++	PA+++	PA+++
27	ミルふわ ベビー UV ケア	アサヒグループ食品	21	39	37	PA++	PA+	PA+

今年も養成講座、スタディを開講

北海道消費者協会は、今年度も「消費生活リーダー養成講座」と「通信講座消費生活スタディ」を開催します。いずれも道民カレッジ連携講座です。問い合わせは、同協会（☎011-221-4217）へ。

◆消費生活リーダー養成講座

「養成講座」は道立消費生活センターに通いながら学ぶもので、本年度は57期生となります。衣食住や環境、経済、契約、農業など



昨年開催した養成講座内の実験の様子

多彩なカリキュラム。期間は7月20日から8月4日までの前期と8月17～28日までの後期に分かれています（土日を除く計20日間）。1科目90分で1日3科目。

申し込みは6月26日まで。受講料は地域消費者協会会員が1万5,000円（前期のみは7,500円）、会員でない方は2万円（前期のみは1万円）。

※ただし、新型コロナウイルス感染症による影響で日程や内容が変更、中止になる場合があります。

◆通信講座消費生活スタディ

「スタディ」は、衣食住や環境、契約など消費生活全般を一冊にまとめた、（一財）日本消費者協会発行のテキストをもとに自宅学習した後、効果測定を提出して修了です。来年3月に道立消費生活センターでスクーリングを開催する予定です（参加は自由）。受講料は、地域消費者協会会員は5,000円、会員でない方は6,000円。

申し込み受け付け日など詳細は、準備ができて次第、ご案内いたします。

くらしのセミナー延期

道立消費生活センターは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当初予定していた5月のくらしのセミナーの開催を延期しました。今年度の開催日等、詳細については、決まり次第、ご案内いたします。

問い合わせは教育啓発グループ（☎011-221-0110）へ。

消費生活センター休館中

新型コロナウイルス感染防止のため、道立消費生活センターは現在、休館中です。1階の展示ホール、2階のくらしの教室・広場の利用を停止しています。消費生活相談は当面の間、来所による相談を控えていただき、電話相談、メール相談を利用してください。



北海道立消費生活センター

札幌市中央区北3西7 北海道庁別館西棟

TEL 011-221-0110

FAX 011-221-4210

相談専用電話 050-7505-0999

（相談受付時間：平日／午前9時～午後4時30分）

当センターは一般社団法人北海道消費者協会が指定管理者として業務を行っています。

ホームページのご案内

当センターのホームページでは、悪質商法の最新事例や製品事故情報、商品テストの結果などを紹介しています。ご活用ください。
<http://www.do-syouhi-c.jp/>



北海道立消費生活センター

検索